

平成18年6月29日

# 株 主 各 位

神戸市中央区明石町32番地  
明 治 海 運 株 式 会 社  
取締役社長 内 田 和 也

## 第152回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第152回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報 告 事 項
1. 第152期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
  2. 第152期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

#### 第1号議案

第152期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

（利益配当金は、1株につき6円であります。）

#### 第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）、ならびに、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更いたしました。

1. 会社法第326条第2項の規定に従い、会社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨を定める定款第4条（機関）を新設いたしました。また、会計監査人が新たに会社の機関と定められたことに伴い、定款に第6章（会計監査人）を新設いたしました。
2. 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定める定款第7条（株券の発行）を新設いたしました。
3. 会社法第165条第2項の規定に基づき、機動的な資本政策の実行のため、取締役会の決議をもって自己株式の買受けを可能とする定款第8条（自己の株式の取得）を新設いたしました。
4. 会社法第189条第2項の規定に基づき、単元未満株式の管理の効率化をはかるため、単元未満株式についての権利の一部を制限する定款第10条（単元未満株式を有する株主の権利）を新設いたしました。
5. 会社法第309条第2項の規定に基づき、株主総会の特別決議の定足数を総株主の議決権数の3分の1以上に緩和することが認められたのに伴い、定款第18条（決議の方法）に第2項を新設いたしました。
6. 会社法第341条の規定に基づき、取締役解任要件を改正前商法と同程度の決議要件とし、株主総会で信任された1年間の取締役任期において中長期的視野に基づいた職責を全うさせるため、定款第21条（取締役の解任）を新設いたしました。
7. 会社法第370条の規定に基づき、必要に応じて書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことを可能にするため、定款第29条（取締役会の決議方法）に第2項を新設いたしました。
8. 会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第32条（取締役の責任免除）を新設いたしました。なお、本件に関しては監査役の実員一致による監査役会の同意を得ております。
9. 会社法第426条第1項および会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役および会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第41条（監査役の責任免除）ならびに定款第44条（会計監査人の責任免除）を新設いたしました。
10. 会社法第459条第1項の規定を踏まえ、経営環境に即した機動的な剰余金配当を実施できるよう、定款第46条（剰余金の配当等の決定機関）を新設いたしました。
11. 以上のほか、会社法および関係法令に合わせて用語、表現および引用の変更を行うと共に、条文構成の整理、字句の修正、条数の変更その他、所要の変更をいたしました。

第3号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に内田和也、長司圭三、丑嶋 淳、中江孝彦、嶋津 薫、大槻良広、富岡良典、小谷栄一の8氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

以 上

---

なお、本株主総会終了後に開催された取締役会の決議により、次の各氏が代表取締役および役付取締役に選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役 社 長	内 田 和 也
代表取締役 常務取締役	長 司 圭 三
常務取締役	丑 嶋 淳

---

利益配当金のお支払いについて

第152期利益配当金は、1株につき6円と決議されましたので、同封の「郵便振替支払通知書」により、最寄りの郵便局において、払渡期間（平成18年6月30日から同年7月31日まで）内にお受取り願います。

なお、利益配当金の送金方法をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を同封いたしておりますのでご確認願います。